

○使用の認可をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年5月26日法律第87号。以下、「法」という。）第16条各号の要件を全て充足すると判断されるため、使用の認可をしたものである。

1 法第16条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、平成26年3月28日付け国土交通省告示第396号第2の事業（以下、「本件事業」という。）のうち、同告示第3の事業区域に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第4条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、事業者は本件事業の施行に当たり土砂搬出のための工事用道路を施工することとしているところ、これは法第4条第13号に掲げる道路法による道路に関する事業のために欠くことができない施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第16条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第16条第2号の要件への適合性

(1) 対象地域で施行されるものであること

本件事業の施行地域は、法第3条の対象地域である東京都世田谷区大蔵五丁目地内から東京都練馬区石神井台四丁目地内までの区間である。

(2) 大深度地下で施行されるものであること

本件事業の事業区域に係る部分は、地表から40mの深さと通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤のうち最も浅い部分の深さに10mを加えた深さのいずれか深い方以上の深さの地下に設定されており、法第2条第1項の大深度地下で施行される事業であると認められる。

したがって、本件事業は、法第16条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第16条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

東京外かく環状道路（以下「外環」という。）は、東京都心から約15km圏に位置し、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道である第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）、中央自動車道富士吉田線、関越自動車道新潟線、東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道、東関東自動車道水戸線を相互に連絡する道路であり、都心方向に集中する交通を円滑に分散、導入し、また、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせることなどにより、都心部や外環沿線地域における交通渋滞の緩和、安全かつ円滑な交通の確保、防災機能の向上等を図ることを目的に計画された、総延長約85kmの環状道路である。

外環は現在までに、関越自動車道新潟線と連絡する大泉ジャンクションから三郷南インターチェンジまでの約34kmが開通されており、三郷南インターチェンジから首都高速湾岸線までの約16kmについては事業中であり、首都高速湾岸線から東名高速道路までの約20kmについては国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第65号）第3条で定める国土開発幹線自動車道の予定路線に位置付けられている。本件事業は、外環の未整備区間のうち、開通中の東京都練馬区内の大泉ジャンクションから三鷹市内で中央自動車道富士吉田線と接続し、さらに東名高速道路との接続点である東京都世田谷区内の東名ジャンクション（仮称）を結ぶ延長16.2kmの道路事業であり、高速自動車国道の路線として、三鷹市から東京都練馬区に至る区間は関越自動車道新潟線、三鷹市から東京都世田谷区に至る区間は中央自動車道富士吉田線に指定されている。

本件事業が完成することにより、開通区間と合わせて、高速道路ネットワークが拡

充し、関越自動車道新潟線、中央自動車道富士吉田線及び東名高速道路から都心へ流入する交通が、分散、導入され、また都心に起終点を持たない交通がバイパスされることなどから、都心部の交通渋滞の緩和が図られるとともに、本件事業周辺の災害時の広域交通ネットワークの強化が期待される。さらに、関越自動車道新潟線大泉ジャンクションから東名高速道路に至るまでの所要時間が短縮されると見込まれ、自動車交通の利便性の向上及び物流の効率化が図られることが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の実施が環境に及ぼす影響については、平成19年3月に都市計画変更するに当たり、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づいて環境影響評価を実施しているとともに、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（平成16年2月）に示された環境保全のための検討項目（地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他）についても、影響及び環境保全のための措置の検討を行っており、いずれの項目においても事業者の実施可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減できると評価している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、新たなバイパス建設により幹線道路ネットワークを構築し、都心部や外環沿線地域における交通渋滞の緩和、安全かつ円滑な交通の確保、防災機能の向上等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第2種第1級の規格に基づく6車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。また、本件事業の事業計画は、平成19年4月6日に決定された都市計画決定と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(4) 事業を早期に施行する必要性

(1)で述べたように、広域的な高速交通ネットワークを整備し、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県知事及び5政令都市の市長で構成する九都県首脳会議や関東地方の市町村長等で構成する関東国道協会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(5) 事業区域の合理性

本件事業の事業区域の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

(6) 大深度地下の使用権を取得することの必要性

本件事業は、土地の改変をできる限り減らし、騒音や振動が沿道地域に与える影響を最小限に抑えるなど、極力大深度地下を活用するため、平成19年4月6日に地下方式に都市計画決定されており、本件事業の事業計画はこの都市計画決定と整合しているものである。

したがって、申請された事業区域における大深度地下の使用権を取得することの必要性が認められる。

したがって、本件事業は、大深度地下を使用する公益上の必要があるものであると認められ、法第16条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第16条第4号の要件への適合性

本件事業の施行については、平成19年12月25日に国土開発幹線自動車道建設法第5条

第1項に基づく基本計画の決定、平成21年5月29日に高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）第5条第1項に基づく整備計画の決定及び国の事業化がなされた。また、平成24年4月17日に整備計画の変更により施行主体は国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社に決定している。

整備計画の変更を受け、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社は、それぞれ平成24年4月17日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、高速道路株式会社法（平成16年6月9日法律第99号）第6条第2項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年6月9日法律第100号）第13条第5項に基づき協定を変更し、本件事業を追加している。

また、平成24年4月20日には、道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、国土交通大臣より東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社へ本件事業の有料事業許可が出されている。

したがって、事業者が当該事業を遂行する意思と能力を有する者であると認められ、法第16条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第16条第5号の要件への適合性

(1) 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

本件事業の施行により得られる公共の利益は、3(1)で述べたとおり、相当程度存すると認められる。また、当該事業の円滑な遂行のための方策として、事業計画や大深度地下の使用に係る説明会やオープンハウスの開催など、沿線地域をはじめ、広く住民に周知するための措置を講じている。

したがって、事業計画が大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項に適合すると認められる。

(2) 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

本件事業の事業計画の大深度地下空間の利用調整については、事前の事業間調整を行うに当たり、法第12条第1項の規定に基づき事業概要書を作成し、事業所管大臣に送付している。その際、法第12条第2項の規定に基づき、事業者は官報への掲載を実施し、事業概要書の縦覧を実施している。結果として、他の事業者からの事業の共同化や事業区域調整の申出はなかったことが確認されている。

また、既存の施設等の構造物等に支障が生じるおそれがある場合の措置については、事業者から関係行政機関に対して意見を求めており、結果として支障がないことが確認されている。

したがって、事業計画が大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項に適合すると認められる。

(3) 安全の確保、環境の保全、その他大深度地下の公共的使用に関し配慮すべき事項

①安全の確保のための措置

本件事業の事業計画において、安全上の課題となる火災・爆発、地震、浸水、停電、救急・救助活動、犯罪防止、その他について、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針に基づき措置を行うことを確認しており、事業計画において大深度地下の公共的使用に際し、安全の確保に配慮していると認められる。

②環境の保全のための措置

本件事業において、事業者は環境影響評価その他の調査等を行い、配慮すべき環境上の課題である地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他について、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針に基づき措置を行うことを確認しており、事業計画において大深度地下の公共的使用に際し、環境の保全に配慮していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、基本方針に適合するものであると認められ、

法第16条第5号の要件を充足すると判断される。

6 法第16条第6号の要件への適合性

本件事業により設置する施設は、荷重及び算定方法については、法施行令（平成12年12月6日政令第500号）第5条第2項の規定により検討されており、当該耐力の検討に当たっては、関連する基準類に基づきながら検討している。そのため、法施行令第5条第1項で規定する国土交通大臣の定める方法により確かめることができる最低の耐力以上の耐力を有することが認められる。

したがって、事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が設置されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであると認められ、法第16条第6項の要件を充足すると判断される。

7 法第16条第7号の要件への適合性

本件事業の事業区域には、既存物件として井戸が1件存在するが、移転に係る補償の見積もりの額は事業計画に支障を及ぼすような額ではないと認められる。また、事業区域に存在する物件の有無の調査方法は、妥当であると認められる。

したがって、事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないとして認められ、法第16条第7号の要件を充足すると判断される。

8 結論

以上のとおり、本件事業は、法第16条各号の要件を全て充足すると判断される。